

# 一般社団法人 兵庫県介護支援専門員協会 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、介護支援専門員が相互に連携し、研修等の活動を通じて専門性の向上に努めるとともに社会的地位を確立し、公平・中立な立場で介護支援業務を遂行する中で社会への提言を行い、もって県民の保健、医療、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の資質向上に関する研修事業
- (2) 介護保険制度及び介護支援業務に係る調査・研究及び刊行物の発行に関する事業
- (3) 県民に対する介護保険制度及び福祉施策の広報に関する事業
- (4) 介護支援専門員の情報交換及び相談に関する事業
- (5) 地域の介護支援専門員によるネットワークの活動を支援する事業
- (6) 関係機関及び団体との連絡・調整に関する事業
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第6条 当法人には、総会及び理事以外に、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員及び社員

(種 別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員  
介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する介護支援専門員、又は同法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであって、当法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員  
当法人の事業を賛助するため入会した者、法人及びその他の団体
- (3) 名誉会員  
当法人に特別の功績があった者で、本人の承諾を得て総会において入会を承認された者

(社員資格の取得および喪失)

第8条 当法人の社員は、正会員50人ごとに1人の割合により選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 2 代議員は、理事又は監事と兼ねることができない。
- 3 代議員の選出方法は、社員総会において別に定める方法による。
- 4 代議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選出することができる。
- 6 代議員の解任については、第29条の規定を準用する。

7 代議員が正会員たる資格を喪失した時は、代議員たる資格も同時に喪失する。

(正会員の権利)

第9条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 法人法第51条第4項の権利(社員の議決権行使書面の閲覧等)
- (6) 法人法第52条第5項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
- (7) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (8) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (9) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(入会)

第10条 当法人の成立後、正会員又は賛助会員となるには、当法人所定の入会申込書により申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第11条 正会員及び賛助会員は、入会金及び会費を支払うものとし、その金額は総会の決議で定める。

2 入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が法人に通知した場所又は連絡先にあてて行うものとする。

(退会)

第13条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- (1) 会員本人の申し出
- (2) 会費を1年以上滞納し、催告にもかかわらず支払いに応じないとき
- (3) 正会員にあっては、介護支援専門員でなくなったとき
- (4) 死亡又は解散
- (5) 除名

2 会員は、前項の規定によって退会した後も、未履行の義務を免れることができない。

(除名)

第14条 会員が次に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ又は当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員利益享受の停止)

第15条 当該年度9月末日までに会費の納入が確認できない会員については、その納入が確認できるまでの間、理事会の決議により、別に定める会員としての利益を享受させないことができる。

### 第3章 総会

#### (種別)

第16条 当法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第17条 総会は、代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

#### (権限)

第18条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 決算書類の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議すべき旨の決議をした事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定めた事項

#### (開催)

第19条 当法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3箇月以内にこれを開催する。

2 当法人の臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総代議員の議決権の数の5分の1以上から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

#### (招集権者)

第20条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。

#### (招集手続)

第21条 総会を招集するには、総会の日の1週間前までに、各代議員に対して招集通知を発するものとする。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

#### (議長)

第22条 総会の議長は、その総会に出席した代議員の中から選出する。

#### (議決権)

第23条 代議員は、各1個の議決権を有する。

#### (決議)

第24条 総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他本項の決議要件によるものとして法令又は本定款で定めた事項

(議決権の代理行使)

第 25 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面による表決、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

(総会議事録)

第 26 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 代議員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数）を付記しなければならない。
- 3 前項の議事録には、議長及び出席代議員の中からその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が、署名又は記名押印する。

#### 第 4 章 役員及びその他

(役員)

第 27 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 人以上 35 人以内
- (2) 監事 2 人以内
- 2 理事のうち、1 人を会長、1 人以上 3 人以内を副会長とする。専務理事及び常任理事を若干名置くことができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副会長、専務理事及び常任理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(選任)

第 28 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によりこれを定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他当該理事と財務省令で定める特殊な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。また、監事についても、同様とする。

(解任)

第 29 条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、出席した代議員の議決権の過半数の決議に基づき、解任することができる。この場合、その当該理事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(職務及び権限)

第 30 条 会長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ定めた順位に従いその職務を代行し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、当法人の常務を統括する。
- 4 常任理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、当法人の常務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること
  - (2) 当法人の業務及び財産の状況の調査をすること
  - (3) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること
  - (4) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること
  - (5) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること

## (6) その他法令で定める職務

### (理事及び監事の任期)

第 31 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の残存期間と同一とする。

### (役員報酬等)

第 32 条 理事及び監事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益をいう。）の額は、総会の決議によって定める。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。

### (顧問及び相談役)

第 33 条 当法人に、顧問及び相談役を置くことができる

- 2 顧問は、専門的な事項に関して必要な助言を行うことを職務とし、総会の決議に基づいて、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、会長の求めに応じて当法人の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、総会の決議に基づいて、会長が委嘱する。
- 4 顧問及び相談役の任期については、第 31 条第 1 項の規定を準用する。

### (職員)

第 34 条 当法人には、事務局長及びその他の職員を置く。

- 2 前項の職員は、理事会の決議に基づき、会長が任免する。

## 第 5 章 理事会

### (構成)

第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第 36 条 理事会は、次の掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職
- (4) その他法令又は本定款で定めた事項

### (招集)

第 37 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、通知しなければならない。
- 3 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面により、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 5 監事は、第 30 条第 5 項第 3 号の場合において、必要があると認められるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 38 条 理事会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる。

(決 議)

第 39 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、やむを得ない事情があるときは、別途定める遠隔会議の実施ガイドラインに従った方法により、遠隔地からの出席も可能とする。ただし、議事録に出席方法を明記する。

(理事会の決議の省略)

第 40 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 41 条 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が、署名又は記名押印する。

## 第6章 その他の組織

(支 部)

第 43 条 当法人は、市町を単位とした支部を置き、支部ごとに支部長を置くことができる。

2 前項の規定に関わらず、特段の事情がある場合は、複数の市町が合同で支部を置くことができる。

(エリア)

第 44 条 当法人は、複数の支部をエリアとし、エリアごとにエリア代表を置くことができる。

(委員会等)

第 45 条 当法人は、第 4 条に定める事業を円滑に処理するために、委員会及び部会を置くことができる。

## 第7章 財産及び会計

(構 成)

第 46 条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 47 条 当法人の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

(決算書類等の総会への提出)

第 48 条 会長は、毎事業年度、監事の監査を受け、かつ理事会の承認を受けた決算書類及び事業報告を定時総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、決算書類については定時総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を

定時総会に報告しなければならない。

(決算書類等の備置き)

第 49 条 当法人は、各事業年度に係る決算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告を含む。）を、定時総会の日から 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第 50 条 当法人は、会員に対する剰余金の分配は、行わないものとする。

(事業年度)

第 51 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 52 条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 解散を命ずる裁判

(残余財産の帰属)

第 54 条 当法人が清算する場合において有する財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に定める法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 附 則

(委 任)

第 55 条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(最初の事業年度)

第 56 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この定款は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この定款の一部改正は、平成 30 年 11 月 11 日から施行する。
- 3 この定款の一部改正は、令和 2 年 6 月 20 日から施行する。